

# 総務常任委員会

平成24年12月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎伴 吉晴	○木澤 正男	小野 隆雄
中西 和夫	坂口 徹	辻 善次
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 真規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、小野委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長 （町長挨拶）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、木澤委員、小野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第39号 斑鳩町地域交流館設置条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第39号 斑鳩町地域交流館設置条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長 本議案につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきましたところ、委員より、条例要旨の記載内容についてご意見を頂戴いたしましたことから、条例要旨の前文について説明文を追加させていただいております。

それでは、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきますと存じますので、議案書最終ページの要旨をご覧ください。

条例要旨前文の1行目の、少子高齢化、から6行目の、推進し、までを追加させていただいております。

少子高齢化の急速な進展等を背景に、地域での子育て支援、高齢者の見守り、防災・防犯対策等の課題に対応していくためには、互いに助け合い、支え合うコミュニティの再構築が必要であり、さまざまな目的に対応したコミュニティ施設が求められています。

このため、自治会、NPO及びボランティア団体等のコミュニティ活動を推進し、住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的に、広域的な自治会及び住民団体等、地域住民のコミュニティ活動の拠点として斑鳩町地域交流館を設置するため、本条例を制定するものであります。

1 主な制定内容、(1) 目的及び設置(第1条関係)についてであります。住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図るため、地域住民のコミュニティ活動の拠点として設置いたします。

次に、(2) 名称及び位置(第2条関係)についてであります。名称は、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館、位置は、斑鳩町法隆寺東1丁目4番6号であります。

次に、(3) 施設の構成(第3条関係)についてであります。集会室、小会議室、和室等であります。

次に、(4) 使用の承認(第4条関係)についてであります。集会室等を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならないこととしております。

次に、(5) 使用の制限又は取消し(第5条関係)についてであります。①災害の発生等により緊急に町が使用する必要が生じたとき。②町の公の行事等で、使用するとき。③営利を目的として使用するとき。④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認めるとき。⑤その他、管理上支障があると認めるとき。以上、①から⑤のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の制限又は取消しをすることができることとしております。

次に、(6) 設備の承認(第6条関係)についてであります。集会室等の使用にあたって特別の設備をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けるものとしております。

次に、（７）損害の賠償（第７条関係）についてであります。使用者が建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、現状の回復又はその損害賠償を求めることができることとしております。

次に、２、施行期日についてであります。この条例は、平成２５年４月１日から施行することとしております。

条例要旨につきましてのご説明につきましては以上であります。現在、平成２５年３月５日の竣工に向け整備工事を進めており、平成２５年１月には、備品の入札を予定しております。

管理形態につきましては、斑鳩町消防コミュニティセンター集会室と同様の管理形態としており、本条例についても、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例に準拠したものとなっております。

また、施設の管理運営マニュアルにつきましては、現在、地元自治会と協議を進めているところでございます。

なお、本条例制定文と新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第３９号 斑鳩町地域交流館設置条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんか。 辻委員。

辻委員 管理者というのが、消防コミュニティセンターと同じように地元の方に鍵とかの管理をお願いするというような形になろうかと思いますが、できるだけその一般の方から今回は、自治会長代わられたら、追手でも自治会長代わられたら、コロコロ変わるというようなケースもされてますので、できたら、管理者をこの人やということが、管理者に鍵を借りに行くのか、その辺がわかるような格好で、できたら今回、当番はこの人ですよというような、なんかこう知らせるような感じにしてもらわんことには、一般の人がこの交流館、誰に申し込んだらいいのか、誰に鍵取りに行ったらいいのかというのが、わからないことがあろうかと

思いますので、その辺のことを十分精査してほしいということで、お願いしておきます。

委員長 要望でよろしいですか。なんか回答を求めますか。

辻委員 あったらちょっと。今、思っているんだったら。その辺で。

委員長 答えられますか。 西本総務部長。

総務部長 追手の、今の消防コミュニティセンターの管理者につきましても、広報で周知したこともございますので、その辺、地元とご相談申しあげて周知のほうを考えていきたいと、このように思っています。

委員長 やっぱり申し込む時に混乱がないようにお願いします。  
他にございませんか。 小野委員。

小野委員 委員長からも、混乱のないようにということなんですがね、私は追手の消防コミュニティセンターで、今はスムーズにいつているんだと思うんですがね、あれ、できた当時ね、いろいろトラブルも聞いたことあるんですよ。その中での自治会長のほうへ申し込みに行くとか、それから町のほうでも受付をしていた時代もあったと思うんですけどもね。何かちょっと団体によってね、なかなかちょっと許可がおりにくかったとかいうて聞いたことがあるんですけどもね。現在はそういうことはないんだと思うんですけども。というのは、あそこは複合施設ですのでね、やはり駐車場の問題とか、いろんなこともありますし、消防という緊急のものも一緒にしてますのでね。その点から、あそこの駐車場でいろいろな催し物をするに対してはね、許可できないようなことも言われたというようなことも聞いておったんですがね。今回の場合は単独の地域交流館ですから、そういうことはないと思いますけどもね、その自治会長によってという言い方は失礼ですけどもね、ちょっとこう違う判断をされてトラブルが起きるといふこともありますのでね。その点きちっと

整理できているのかなということ、ちょっと同僚委員が質問してたから、あっと思い出して、それはどのようにされているんですか。具体的にね。

委員長 小城町長。

町長 今、西本部長申しましたように、もう当然、五丁の地域の公民館という名称もつくようにですね、やっぱりその自治会の方々が責任をもって、町としてもそういうことで申し込みがあった場合は、そういう受付するということはね、当然、最初の段階ですから、消防コミュニティセンターはやっぱり消防との複合施設ですから、最初は戸惑いましたけども、やっぱりそういう点については、五丁地域としてそういうことを真剣に考えていただいて、そして遺漏のないようにですね、どなたが来られてもそういう判断をですね、十分、自治会長さんが、会館の管理者がオッケーと言えばオッケーということでですね、やっていただくということを我々としても対応したいと思っております。

小野委員 もう1点だけちょっと念を押ささせていただきたいんですがね。この目的の中に、広域的な自治会ということも謳っておられますので、五丁地区というのはどこまでの範囲が五丁地区なのかね、それら決まっているのかね、いや、五丁地区の中にある地域交流館と、それに隣接するところなんかは借りに来てもらってもいいだろうし、それは優先順位としては、五丁地区かなんかいうそういう連合組織もあるみたいに聞いていますし、それら範囲きちっと決まって、他の場所で、ちょっとそういう大きなところを必要とするから、集会所があっても入れない、そういうときにそこを借りに行くということに対しては、やはりそれは当然許可していきべきだと思うんですがね、いやもう、これは五丁地区の地域交流館だから、他の地区はだめですというようなものではないと思うんですが、念のために確認させてください。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 今回の交流館、五丁地区ということで、中心が五丁5つの自治会という  
ことになっておりますが、使用につきましては、議員がおっしゃるよ  
うに、町内すべての住民の方に使っていただくということで進めており  
ます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 初日の総括質疑にもあったんですけれども、この条例制定について特  
に異議があるわけではないんですが、やはりこの地域交流館建設の目的  
自体が町民さん全体になかなか理解してもらえていないという現状があ  
ると思うんです。先日、私の地域のほうでも、いくつかの自治会が集ま  
って、出前講座という形で、災害対策の問題とこの地域交流館の建設の  
問題について、いろいろ説明をしていただいて、自治会長さんのほうか  
らいろんな意見が出ていたんですけれども、やっぱり町民全体で利用で  
きるような、そういう施設ですよという認識をもってはらへんのですよ  
ね。なんでそこだけつくるんやみたいなの、そんな意見がいっぱい出てい  
ますので、そんな誤解をきちっと解いて、理解してもらって、町民の皆  
さんに使ってもらえる施設にやっぱりしていけないと思うん  
です。で、これまでも、広報とかで地域交流館の建設の目的とか趣旨  
については説明をしていただいていますけれども、やっぱりもっと充実  
させていく必要があると思うんですが、そういう点について、再度この  
委員会でも確認をしておきたいと思います。

委員長 小城町長。

町 長 充実をするというのか、やっぱりこの地域的な関係等については、私  
が就任したときに、やっぱり中央公民館を中心に、東、西と続けてつく  
らせていただきました。そしてまた、いろいろとそういう中では、これ  
からやっぱりいろいろと地域交流館ということもあったわけですが、  
やっぱり第1点目のところがうまくいかなかった、そういうなかで、  
今度初めて、そういう点で五丁へつくるわけですが、やっぱりそ

ういう理解というか、そういうことは皆さん方にお伝えしてるんですから、広報で。ただ、やっぱりご利用される方が、その地域でそこまでいけるのか、いけないのか。だから今、東公民館でも、私がやっぱりありがたいのは、あの第一地所からあの周辺は必ずあこへ行かれます。やっぱり西公民館でもそうだと思います。だから住友住宅のあの地域でも、やっぱり西公民館を借りている。だから今、いろいろ議論がありますように、次の関係等についても、早く決めていただいて、我々活動するものにとっては、地域交流館、早よつくってほしいということですから。やっぱりそういう点では、皆さん方よくご存じだと思います。ただ、やっぱり集まって、そんなことあるのかということになるということは、やっぱりそういう町広報等が示していますけれども、そういう点ではまだ、そういうことを判読されてないというのか、議員さんもそういうことで、こうしてやっていますよということを宣伝すると、やっぱり住民の代表でございますからですね、そういう努力をしていただいて、できるだけ円滑にうまくご利用いただいて、町民のコミュニティが進んでいくということが、我々に課せられた大きな仕事だと思います。これからは、やっぱりコミュニティというのは、やっぱり、そういう地域交流館、中央公民館、東・西公民館、あるいはそういう自治会のもっておられる公民館等をうまく活用して、そういうことが進んでいくと思っております。木澤委員さんおっしゃるように、やっぱりこれは当然、皆さん方が、こういう地域にありますよということを宣伝をしながら、そういう活用をですね。私は、消防コミュニティでも、本当にありがたい話は、本当にあこを活用される方が多いです。そらいろんな関係もあります。料金無料ということもありますし、やっぱりそういう点については、ただ駐車場の問題はやっぱり消防との関係ありますから、必ず駐車場の責任は、必ず誰か付けていただいてやっていただかんと、もし万が一のことが起こったときに、消防を出るときに出られないというときもありますから。そういう点だけは、やっぱりご理解いただくということは当然のことですから、それでも利用が多いということは、それだけの方々がやっぱり活用しようということですから、木澤委員おっしゃるように、これからもやっぱりそういう宣伝はしていきたいと思っております。

木澤委員 町長おっしゃるように、やっぱりコミュニティセンターというのは、ものすごく使い勝手がいいと思うんです、やっぱり無料ということもあると思うんですけれども。今後やっぱりたくさんの方が利用していただけたらと思うんですけれども、今、計画の段階で、もう既に確定してしまったもので、例えば、地元で協議して、要望上げて通らないんだらうとか、そういう誤解があるんですね。ですんで、まだ計画案の段階ですよと、で、なんでその4か所を町が必要というふうに考えているのかということも、やっぱりきちり理解してもらって、なかなかその集会所をつくるのは難しい地域とか、そういうところで、選択をされていて、で、しかも必ずそこじゃないとだめだというふうに、まだ決まっていなくてということを含めてやっぱり説明していただいて、より住民さんに自分たちが使いやすいような位置はどこなんだろうとかいうて相談していけるように、もう決まってしまったものじゃないですよと、そういうところも含めて理解してもらわないと、ものすごいやっぱりいろんな声が出ていましたんで。

町のほうからも職員さん来ていただいて、そういう声も聞いていただいていると思いますので、今後いろいろ、そういう点について対応していただきたいというのと、それと、町のほうで4か所示していただいて、1か所はもう建設すると、であと残り3か所の地域で、私先ほど、私の地域でもそういう出前講座的なものを行いましたよと、やってもらいましたよという話もしましたが、今、元々予定している地域でどんな話し合いになっているのかとか、建設について何か動きがあるのかとかという点で掴んでおられるようでしたら、お聞きしたいと思います。

町 長 もう今すでに、こないだからも出ていますように、紅葉ヶ丘あの周辺の関係は今出てるわけですから、こないだ12月9日も、紅葉ヶ丘の場所と、あるいは笠町の場所と提案されていますけれども、最終的にはやっぱりどっちにしたかって、やっぱり早く決めていただくということだと思います。

ただまあ興留地域、6丁目の関係等については、自治会そのものが寄っていただいて、おれとこも欲しい、おれとこ欲しいと言ったところで、なにかそういう場所がどのへんであるのか、ある程度決めていかなかったら、木澤さんみたいにどこでもよろしいんかというそういうご理解ということでは、あれは全部寄っていただいたわけです。駅前地域という、その6丁目の関係で、そういういろんな関係で連携を保とうということ、自治会の関係の方々が寄っていただいて、そしたら、そんなええことあるんなら、うちも欲しい、欲しいということをおっしゃいます。ただ、場所をどういうふうに持っていくのか、それがあからこそ今、紅葉ヶ丘の関係等でも場所を決められているから、できたわけです。ただ、その中では、おれとこも欲しいということ、いろいろな議論あるけれども、最終的には小野議員さんがおっしゃったように、やっぱりその地域でまとめてもらわんと、そら当然いけませんからね、後はやっぱりまとめていただくと。あるいは、駅前地区についても、どこかの場所を提案されて、そしてそれをどう審議するのか、いろいろ前向きに進めていかなかったら、こらなかなかできないと思います。やっぱり、そら何でもかんでも、うち欲しい、うち欲しいと言うてたかって、やっぱり場所とか、いろんなことがやっぱりどこかへもっていかなくちゃいけませんから、そういうことだと思います。

ただ、こないだ12月1日の第一地所の東公民館で出前講座されたときのご意見も恐らくそうだと思います。

木澤委員 僕、どこでもいいとは言っていないんで、それだけちょっと訂正しておきますけれども。もう1か所、予定しているところは、特に今のところは動きはないんでしょうか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 もう1か所といたしますと。

( 「龍田」と呼ぶ者あり )

総務部長 龍田のほうですか。龍田のほうにつきましては、特段、ご相談は今までであったものの、具体的な話はまだ聞いておらない状況でございます。

委員長 よろしいですか。 小野委員。

小野委員 ちょっとね、今、木澤委員の言うてるけどね。この地域交流館と、地域のもってる集会所、それとは全く論点というか、そこから外さんな、余計混乱すると思いますよ。これは、あくまでも、目的は地域的な自治会のコミュニティの活動なんです。それから地域の集会所、町長は公民館と言うておられたけど、あれはまあ昔から、公民館分館の補助金で建てておられるところがたくさんあったから公民館という、地域にある集会所なんやね、俗に言う集会所。それがあつかないかとか、それが建たないから、これに代わってするものと、そういうものじゃないんですよ。だから、地域の集会所とこれとをごちゃにしたら、話がなかなか進まないと思うし。私も今日は、1時間コースで委員長言うてるけど、その他のところで、紅葉ヶ丘についてね、やはり、あの紅葉ヶ丘の公民館が、紅葉ヶ丘のほうからみたら高いところにある、だからということで、発想で、物を考えていったら、これはとてもやないけどできるものどちがうんですよ。あの間で、笠町といっしょに地形、私も一般質問でも言うてましたけれども、地形的に無理なエリアをくくってどうするんやということやね。なぜそうして、広域というものをそうしてしたのかと、ものすごく疑問ですね。なかなか難しい問題やと。だから、こんな今、条例でもはっきり謳っている、広域的な自治会ということなんですね。確かに、この地域交流館の計画のときには、地域の集会所が持たない、龍田地区でも、密集していて、小さい自治会がたくさんあって、とてもやないけどその地域の集会所も建てられないところにバーンと丸打ってあるんですよ。だけど、この地域交流館って、これはっきりというてるけど、集会所がないとこというのは絶対謳ってないんですよ。それをいっしょにごちゃにするから、ああいう、ちょっとなかなか難航しているようなことも聞いていますし。またもうすぐ解決するんやというこ

とで。せっかく地域で、全体の人が使えようなところをということで、紅葉ヶ丘のほうからもいろいろ要望上げてきてもらっているのが、地域でまとめてくれという、こちらのほうの、町のほうのあれになかなかうまくいかないんやと、もっといろんなことを私は陰で聞いていますしね。なかなか難しいのところがかなと思って、地域交流館の建設がなかなか難しいのかなと思ってるんですけども。

だから、あの最初に4か所のいろんな設定してあるのは、みんなバラバラ、当時から私は言っています、バラバラ、おかしい。それと目的、あくまでもその地域集会所のある、なしは関係ないんだということを、私が個人的には幹部の人には、どうやのと言うたら、それはないですよと。そしたらおかしいやろということ言うてるんですけどね。まあこの際、この条例制定のときに、地域集会所は、集会所のあるなしはこの計画に対してはそんな大きな要素ではないということを、私は言明してもらいたいんですがね。やっぱりそれはあるんやと、それが目的、地域の集会所の代わりに建てるんだと。

先ほど、町長も龍田東部で、私の地元なんですが、第1回目の計画があった、平成8年、9年のときに、確かに町長は、あのあたりに集会所がないということで私も大分言うてましたので、あそこに地域交流館建てよかいう話を持ち上げてくれたんですよ。それで計画を進めていたんですけども、不幸にもいろんな状態で、予算的なこともあったので、ちょっと無理で、凍結してあったんですよ。その地域では、やっぱり未だにそういう地域交流館が復活したんだらという話はあるんです。それを今、調整しているところなんですけどね。やっぱり、地域集会所のあるなしは、私はあんまり大きな要素ではないと思うんですが、むしろ考える必要ないと思うんですが、その点についてはどうなんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 今、お尋ねの件でございます。例えば、この地域集会所が、自治会の集会所の代わりとなってきますと、やはり各自治会で集会所を持っておられる方もございます。そうしたら、各自治会で努力して集会所を持っ

ておられるところの自治会の感情もございます。あくまでも地域集会所といたしますのは、目的にございますように、地域コミュニティ、また災害時の避難場所となってまいります。そうしたことから、災害の面から言いましたら、大きな避難所と、自治会の集会所の間に、この中間的な避難所となってまいりますので、多くの方が利用されるということになってきますので、集会所とは別個のもの、あくまでも別個のものと考えていただければ、一番いいと思います。

例えば、今、こんな例に出したら悪いんですけども、宮城県の相馬市がございます、宮城県の相馬市は各自治会もございますけれども、今回の震災を受けまして、やはり地域の集会所では緊急的にはいいけれども、やはり小さいから、高齢者、障がい者、お子さんには大変しんどいと。かというて、この方々が第一義的に体育館に避難されます。ただ、体育館に避難されますと相当大きいです。大きい場所でそんなに冷暖房も効いていないということで、また、子どもさんあったら泣かれるし、障がい者の方は他の人の声も気になる、高齢者は寝付かれないということで、その中間的な施設は絶対的に必要だということで、今、相馬市、人口約3万、約4万近くあるんですけども、やはり今、斑鳩町より若干数を増やして、今、地域コミュニティは、相馬市まず第一義的に、絶対的な施設であると、しようということで、今、一生懸命取り組んでおられます。

町といたしましても、そういう趣旨もございますので、やはり集会所とはまた別個のもので、あまり頭入れないと、ここに集会所あるから、この付近で、町としても円を書いておりますわね、あくまでもこの辺のエリアということで書いておりますので、あのエリアにもあまりこだわっていただく必要もないですけども、概ね消防コミュニティセンターを入れて5か所ということで考えておまして、それをまくわっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。他にございせんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第44号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の(2) 議案第44号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明させていただきます。

議案書最終ページの要旨をご覧ください。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正に伴い、地方防災会議及び災害対策本部の所掌事務の見直し及び明確化が行われたことから、この改正に準じて、本町の防災会議の所掌事務及び委員構成の見直しを行うため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1 改正内容(1) 所掌事務の見直しについてであります。災害が発生した場合の当該災害に関する情報収集については、本町の災害対策本部の所掌事務とすることから、当該規定を削除するとともに、町長の諮

問に応じて斑鳩町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、及び、その重要事項に関し、町長に意見を述べることを加えるものがあります。

次に、(2) 委員構成の見直しについてであります。本町防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、を新たに加えるとともに、その定数を3人と定めるものであります。

また、2 施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第44号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の(3) 議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明させていただきたいと思っております。

議案書最終ページの要旨をご覧ください。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正に伴い、本条例において、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものがあります。

1 改正内容につきましては、本条例第1条で引用する災害対策法、第23条第6項、を、第23条の2第8項、に改めるものでございます。

次に、2 施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

(4) 議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案、(4) 議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。  
まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございません。議案書の要旨をご覧いただきながらご説明させていただきます。

議案書最終ページの要旨をご覧ください。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の一部改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うものでございます。

1 改正内容につきましては、本条例第2条第6号中、第32条の2第1項、を、第32条の3第1項、に改めるものであります。

次に、2 施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決

することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案、(5)議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてご説明を差しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容に、本会議における参考人及び公聴会の公述人の実費弁償の規定を付け加えさせていただいております。

これは、去る11月27日開催の議会運営委員会におきまして、会議規則に、本会議での公聴会の開催や参考人の招致に係る手続き等の規定を加える旨とりまとめをされましたことから追加をさせていただいたものでございます。

それでは、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明さし上げた意図思います。議案書最終ページの要旨をご覧ください。

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うとともに、本会議における参考人及び公聴会の公述人を実費弁償支給の対象として加えるものであります。

1 主な改正内容についてであります。 (1)議会による調査において、関係人等の出頭を求める規定に、後段規定が追加されたことによ

り、引用条項を整理するものであります。第2条第2号関係でございます。

(2) 各委員会に関する規定が、一つの条文に規定されたことにより、引用条項を整理するものであります。第2条第3号及び第5号関係でございます。

次に、(3) 本会議においても、委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、本会議における参考人及び公聴会の公述人を実費弁償支給の対象として加えるものでございます。第2条第6号及び第7号関係でございます。

以上の主な改正内容(1)から(3)の内、(1)及び(2)につきましては、前回の総務常任委員会においてご説明させていただいておりますが、(3)につきましては、先程申しあげましたように、去る11月27日の議会運営委員会におきまして、とりまとめをしていただきました内容で、追加させていただいております。

次に、2 施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第47号については、当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）議案第５１号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案、（６）議案第５１号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明さしあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきたいと存じます。

議案書最終ページの要旨をご覧ください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第５１号）が平成２４年６月２７日に公布され、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の一部が改正されたことから、本条例において同法を引用する条文について、所要の改正を行うものであります。

１ 改正内容につきましては、障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、に改められたことから、第９条の２第１項第２号で引用する同法の題名を改めるものであります。

また、２ 施行期日につきましては、本法律の施行期日にあわせ、平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上で、議案第５１号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第51号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に  
課長 関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

今年度の入館者の状況を資料1により説明いたします。12月2日まで秋季特別展を開催しておりましたので、12月2日現在の状況をご説明いたします。表につきましては、左端に全体の入館者数を、そしてそのすぐ右側に平成23年度分を記載しておりますので、これをもちまして報告させていただきます。

まず、一番上の表に通常開館における入館者数を記載しております。

11月は秋季特別展を開催しておりましたので、10月までとなっておりますが、本年度の総計は4,828人で前年度より360人の減であります。

次に2段目の春季企画展、弥生時代の斑鳩のようす、であります、会期が5月24日から6月26日で、この間の入館者数は1,338人

で、前年度の、太子にまつわるいわれ、より226人の増となっております。

次に3段目の夏季企画展、法隆寺村の大工棟梁安田家、では、会期が8月2日から9月4日で、この間の入館者数は859人で前年度の古文書から見える江戸時代の法隆寺村より66人の減となっております。

次に4段目の秋季特別展、斑鳩 藤ノ木古墳の馬具展では、会期が11月3日から12月2日で、この間の入館者数は2,181人で前年度の、第2回国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展より312人の減でありました。

次に5段目に12月2日までの今年度の入館者総数を記載しておりますが、全体で9,206人で前年度より512人の減となっております。この要因といたしましては昨年度は5月に震災の影響を鑑み中止いたしました藤ノ木古墳の石室特別公開を今年度は行ったことにより増となりましたが、その後、夏以降は法隆寺の参拝者数も今年度は減少傾向ということでありまして、このことから見ましても、震災の影響で関西方面に流れていた観光客、また一昨年度に開催された平城遷都1300年祭で増えていた観光客が元に戻りつつあるのではないかと考えております。

今後は企画展などにおいて、より一層の魅力ある展示に努めてまいりたいと考えております。

また文化財センター運営委員会を来年1月24日に開催し、この入館者状況も報告する中で来年度の企画展等について、ご指導いただくこととしております。

次に、小田原市との法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の締結1周年を記念し、小田原市交流展を平成25年2月10日(日)から3月17日(日)までを会期として開催し、戦国武将として名高い北条早雲等の北条氏や小田原城関係の貴重な歴史資料を一堂に展示するとともに、2月10日の午後には北条氏と小田原城をテーマとした講演を小田原市の学芸員の方に行っていただく予定で現在準備を進めております。

また、2月11日の法隆寺マラソンにも小田原市の方に参加していただける予定であり、当町の方にも3月10日開催の小田原マラソンに参

加していただく予定で現在こちらの方につきましても準備を進めております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備であります。引き続き、保存整備基本設計書の策定を進めているところでありまして、現在は排水計画やその水路の整備方法につきまして地元の土地改良区の方と調整を行っているところであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。  
ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 小田原市との取り組みなんですけれども、非常に聞いていておもしろそうな取り組みだなと思いますけれども、案内についてはどんなふう考えていますか。

生涯学習 案内につきましては、チラシまたポスター等で周知してまいりたいと  
課長 考えております。

木澤委員 関心の持ってもらえる取り組みだと思いますので、たくさん参加していただけるように、周知のほうも十分にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(1) いかるが溜池土地改良区総代選挙について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、3. 各課報告事項、(1) いかるが溜池土地改良区総代選挙についてご報告申しあげます。

斑鳩町選挙管理委員会では、平成25年2月4日任期満了に伴う、いかるが溜池土地改良区総代選挙を次のとおり執行することといたしました。

はじめに、選挙の期日、投票日は、平成25年1月23日(水)、投票時間は、午前10時から午後3時までであります。

次に、選挙期日の告示日は、平成25年1月16日(水)であります。選挙すべき総代の人数等につきましては、6選挙区・40人であります。また、総代の任期は4年であります。

立候補の届出につきましては、平成25年1月16日(水)～17日(木)の2日間、受付場所は、斑鳩町選挙管理委員会事務局、総務課内のほうで行います。

以上、いかるが溜池土地改良区総代選挙についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
他に理事者のほうから報告しておくことはございませんか。  
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから3点ございます。  
まず1点目でございますが、職員採用試験の結果についてでございます。  
職員採用試験の結果についてでございますが、11月25日(日)に、最終の試験となります三次試験を実施し、一般事務職5名、土木技術職1名、保健師2名、合計8名の採用を決定いたしております。

なお、採用につきましては来年、平成25年4月1日付の採用としております。以上、簡単ではございますが、職員採用試験の結果についてのご報告とさせていただきます。

続きまして2点目でございますが、消防関係の年末年始の行事予定についてご報告させていただきます。

毎年行っております斑鳩町消防団の年末警戒パトロールについてでございますが、本年も12月28日（金）から30日（日）まで実施をいたします。議員皆様には、恒例によりまして、消防団員への激励として、この期間に各分団詰所に訪問をしていただきたいと思います。事前に班編成をさせていただきますご案内さしあげておりますが、年末のお忙しい中ではございますが、よろしくお願いを申しあげます。

また、新年の1月5日（土）には、斑鳩町消防団出初式を挙行いたします。午前10時から斑鳩小学校の運動場で実施する予定でございます。議員皆様には案内状をお送りさせていただいておりますが、よろしくご出席を賜りますようお願い申しあげます。

以上、消防関係の年末年始の行事予定でございます。ご予定方、よろしくお願いを申しあげます。

続いて3点目でございますが、法隆寺五丁地区の地域交流館建設現場における事故についてでございます。

現在、法隆寺五丁地区で建設を進めております地域交流館建設現場におきまして、平成24年12月7日（金）午前11時20分ごろ現場作業員が、足場から落下するという事故が発生いたしました。

被災者は、施工者 栗原工務店の下請業者のタカダビルテック株式会社の社員で年齢62歳、男性でございます。

事故発生の状況等についてであります。被災者は、建物玄関上の軒天ケイカルボード貼り作業中、高さ約1.7mの足場から転落したものと推測され、救急車により天理市の高井病院へ搬送されました。

被災者の被災状況は、左側頭蓋骨にひびがあり、外傷性クモ膜下出血、約4週間の安静及び通院加療を要するという状況でございます。

なお、当該事故の発生につきましては、施工者であります栗原工務店から奈良労働基準監督署、奈良建築技能者労働事務組合へ報告を行い、

所定の手続きを進めております。

以上、12月7日（金）午前11時20分ごろ発生いたしました、法隆寺五丁地区地域交流館建設現場における事故についてのご報告とさせていただきます。

以上、総務課のほうから3点のご報告でございます。

委員長 今の3点の報告について、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
小野委員。

小野委員 地域交流館でのその工事現場の事故なんですがね、足場から落ちて、頭蓋骨ですかね、ヘルメットとかどないしとったんだろなと思うしね。労働基準局へそうして報告してあるしね、私心配するのは、労働基準局からいろんな指導が入るんじゃないかなと思うんですが。最近、この業者ね、下水道工事落札していたと思うんですけど、それらについて、もしこれ労働基準局からいろんな指導が入ったときに、町としては、その業者に対して、どのような処遇っていうか、それをしなければいけないかなと思うんですがね。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、工事の関係で、例えば死亡事故、工事で死亡事故がございます、現場で、その場合でしたら、まず町のほうですけども、入札の執行、契約の中で指名停止がございます。で、今お尋ねの、先に契約しておいた分につきましては、それは問題ないということでございます。

そして、あと、もう1点お尋ねの労働基準監督署からの指導でございますけれども、今の場合、けが、大きなけがでございますけれども、この内容によりましては、けがによる指名停止ですけれども、重傷者を生じさせたときは、一月間となっております。ただ、これは労働安全上、不適合な場合となっておりますので、これは、労働基準監督署とも協議しながら、その判断は、指名の担当である企画財政課で行ってまいりたいと考えております。

小野委員 起こってしまった事故に対しては、とやかく言うもんじゃないと思いますねんけどね、再発防止をね、足場から落ちて頭を打つというのは、一番肝心なヘルメットの着用はどうやったんかということ、一番先に私はきてるしね。その労働基準局の調査とか、指導も踏まえて、発注者側の町としても、やはり慎重に対応していってもらわんといかんと思うし、竣工間近の現場ですしね、地鎮祭も私どもも参加さしてもらっているのに、そういうことの事故起きるということはどういうことかわかりませんけれども、そういうことが他の現場でもないように十分注意してもらいたいなど、そのように思います。結構です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 以上で、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。ございませんか。 辻委員。

辻委員 先日の厚生常任委員会で、社会福祉協議会の高齢者等の外出支援事業ということで、報告を受けておりますけども、できましたら総務委員会でも、またある程度の、今回、資料持っておりませんが、できましたら総務委員会でもいろんなデマンドバスとか、いろんなところも見学させてもらってますし、高齢者の外出支援ということで、丘陵地の方も、議員もおられますので、できましたら、これどっちで審議するのか難しいですけども、また、できましたら総務委員会でも、ある程度一定の報告をしていただく中で、ご理解をいただくということで、また、これはある程度の案だけですので、コースも決まってませんし、その辺も十分これからも、総務委員会でも一応、私は両方入ってますけども、総務委員会でも一応、こういうことを社協のほうで考えているということで、

前は町長の報告もありましたけども、できるだけそういう報告もちょっとしていただけたらなということで思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 社会福祉協議会等で、このお買いもとめされる老人等の関係で、無料ということでありまして、そういうことについて、一定の社会福祉協議会の理事会、評議会等で、一応ワゴン車を2台買うということも決まりましたし、ある程度そういう点については、これから綿密にコース等は決まっていくと思います。初めてのことでありますから、4月から実施するわけですけれども、そういう中で、いろんなご意見等は十分あろうと思います。そういう点を十分踏まえてですね、2月の3月議会の事前委員会でも、またそういうご報告ができれば、厚生常任委員会、あるいは総務常任委員会でも報告させていただきたいと思っています。

委員長 委員の皆さん、そういう形で、これはデマンドバス、デマンドタクシーやとか、コミュニティバスと関わってくることやから、ご報告いただくということによろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、そういうことによろしくお願ひします。  
他にございませんか。小野委員。

小野委員 ちょっと5点ほどありますので、順序をおっていきます。  
教育委員会にちょっとお聞きしたいんですがね。教育委員会というか、総務も絡むんですが、先日の一般質問の中でね、嘱託職員でということなんやけども、嘱託職員と正職員とのね、違いつていうんですか、根本的に違う、嘱託職員というのは臨時に、あるひとつの目的をもって採用していると思うんです。そういうことじゃないのかなと、私は思ってお

るんですが。同僚議員が、幼稚園の園長のことでいろいろ質問されていたと思うんですが、以前は各小学校の校長が園長を兼務していると、幼稚園の教諭の中から、管理職というんですか、教頭というポストでおられた時もあったように思うんですがね。最近は、退職者ですから、嘱託で採用しておられるんだと思いますけども。私は、まあ嘱託するとき、教育に対してまったくのずぶの素人を嘱託に採用しているんじゃないし、教育のプロ、校長経験者等を選んで嘱託職員として、各園の園長という形で、管理職として採用されているんだと思いますがね、別段問題ないと思うんですが、同僚議員とのやりとりの中で、教育長は、何かまた違うっていうんですか、前のようなことも考えるというような、考えないような、ちょっと分かりにくかったんですけどもね。今後どのようにされていくのか、はっきりしてないし、私はこのままでもいいように思うんですけどもね。教育長の率直なご意見をお伺いしたいなど、そのように思います。

教育長

幼稚園の園長についてのご質問でございますけれども、先般の一般質問でもお答えをいたしましたように、今また小野委員さんのほうからご紹介もありましたけども、以前は小学校の校長が園長を兼務ということでもありますけども、何かと連絡等々、いろいろ支障が出るということはございませんが、より緊密に連絡を取り合えるということで、園に専任の園長を置こうということで、園長を据えたわけでございますけども、もちろん今ご紹介いただきましたように、その園長には小学校の校長を経験した者でありますとか、幼稚園の園長を経験したものでありますとか、専門のそういった管理能力、あるいは園運営についてのいろんな資質を持つ者を選定してなっただいておりますので、臨時職という形でありますものの、その能力、あるいは責任というものについては、いささか劣るものではないというふうに考えております。

将来的なことを一般質問で答えさせていただいたのは、今、教頭職を置いておりません。その代わりいろんなそれに代わるものを置いているんですけども、将来的には職員の士気の高揚といいますか、そういったこともございますので、従来、以前やっておったような教頭職について

は、将来的には、今、園で教諭をやっている者の中から、そういう管理能力のある者について、そういう教頭職に上げていくことも検討していきたい、というようなことをお答えした経緯がございます。

小野委員

今のような形に変えていかれたということについても、ちょっと私はあまり知らないんですが、いろんな教育の考え方から斑鳩町としてそういう方針を取られたと、まだ2、3年だと思うんですがね、私は、そりゃ士気、管理職まで職員が、そしたら他から嘱託で管理職を雇用するんだったらというような、士気にも影響するという、教育長としては常識的な答弁なんですけども、私はあえてね、そこからの登用というかね、ダブってくるようなことも考えられるし、以前はその管理職なんかそうして設置している時には、各小学校の校長が兼務で不便もあったし、やはり園長という形まで、教頭じゃなくて園長までという形のほうが私はいいと思いますしね。あの当時の教頭という管理職と、それから、片一方は小学校の校長が園長でいてということ、何か他から見たら、ちょっとちぐはぐな感じも受けてたけど、そこら精査してもらえたらいいのかなと思います。

続けてちょっと教育委員会にお聞きしますが、同じく何か同僚議員の質問に対していろいろ聞きたいことがあったから、あのとき関連質問ができるんだったら、私はしたかったんですがね。学校施設、斑鳩小学校の体育館のことでちょっといろいろ質問というんですか、話をしておられたと思うんですけども。私はね、その質問の中でね、一番基本的になぜかなって思ったんですが、たしか学校施設を開放するグループというんですかね、それはやはりきちっとした、きちっとしたグループというたらおかしいけど、皆、寄り合ってちょっとバレーボールでもしようかという、そんなんじゃなくて、やはり監督もいて、いろんな健康管理もして、そういう登録されているグループに開放している大前提があると思うんですけどもね。で、あの時にその質問者は、学校の体育館の構造的なことが原因で熱中症云々、スポーツしてて熱中症になって、そういう疑いがあるから、自分が連れ戻しに来たんだとか、そういう話しておられたから、ちょっとそこはおかしいかな、監督がいてるグループ

しかこれは開放しないことになっていると思うんですがね。その点ちょっと確認させてもらいたんですがね。例えば気の合った者同士が、一般の人らがちょっとバレーボールを楽しみたいねと、そういう人らで代表者さえ決めてきたら、借りられるのかどうかね。以前は、やはり監督とかそういうきちとした組織のあるグループだったように思っているんですが、その点はどうなんですかね。

教育長        その3小学校の一般開放をしているのは、体育協会のほうに登録しております一般登録クラブでございまして、今、おっしゃったとおり、監督なり指導者がおるというグループに開放しているということでございます。

小野委員        だからあの施設で、そうして、そのグループの監督がいて、あの分を借りるんだということで、施設の不備をいろいろおっしゃったように思いますけどね、それはちょっと私は、それを改造するとか、小学生がね、ここへ通っている小学生がああいうことが起きてくるんだったら、やはりその施設の持ち主としてはある程度改善、改良しなければいけないんだと思いますが、そして、学校の施設を開放している自体で、そこで起きていることについては、私は、まあ無視してもいいというんじゃないですけどね、やはりいろいろ、ある程度、借りる側にも責任があるんだということを思っているんですがね。それは、ちょっと勘違いですかね。そういう健康管理とかね、子どもと、選手というんですかね、それらの健康管理は、その借りている者、こちらとしては、町としては、学校の施設をまさしく開放しているだけで、本来は使ってもらおうというのか、それはおかしい。小学生が使うものであって、住民のために開放しているんだから、そういうふうな設備、施設、健康管理ももちろんね、それらは借りている、許可を受けたものが責任を持つものだと私は思うんですが。あまり極論すぎるのか、いや、そこまでは、そうじゃないんだという考え方があるのかね、ちょっと意見を、言える範囲でよろしいんで、言ってもらえますか。

教育長

もちろんおっしゃるようになりますね、主として使っていただくのは、学校の児童でございまして、が、一般の開放をしている以上はですね、使用される方にとっても使いやすい、安全な施設であるべきだというふうには考えております。ただ、おっしゃるようにあくまでもそういった運動、使っておる中での自分の健康管理等々につきましては、それぞれのクラブの方々にしていただくというのが本来であろうと思います。

小野委員

そしたらね、選管のほうにちょっと聞かせていただきたい。先日、期日前投票にちょっと家内と一緒にいきまして、受付のところ、国民審査は明日からですと言われて、えっと思ってね。あれはいろんな広報とかを見たら、ちょっと短いんやなと思ってね、そしたら明日からですけどもよろしいですかということ聞いてもらって、当日ね。いろいろ用事があるからということで、期日前投票に来ていますしね。そしたらそのあくる日からやということですけども、もう一度来るということもそらできないしね。私も後からも来られた方にも、皆若い夫婦でしたけども言うておられた。結構でと言うて、投票、衆議院に投票したんですがね。期日前投票の有効性とか、いろいろなことで銘打って投票率上げるためにこういう具合にしているとか言うてやってきててね、国民投票は、そうしたら別に、公示後すぐに衆議院の小選挙区と比例投票できるのに、投票するのは自由やということになるんやけれどもね、なぜこういうことになっているのか。選管としては、いろいろ広報等に、その期間が違うということを書いておられるんやけれどもね。そこまで見てないしね、皆ね。なぜこういうことになるのかね、ちょっと教えてほしいんですが。

総務課長

委員が申されてますように、衆議院議員の選挙につきましては、今回の場合、12月5日から期日前投票、そして最高裁判所の国民審査につきましては、12月9日から期日前投票ができるということになっております。で、最高裁判所の国民審査につきましては、衆議院議員の選挙の投票に合わせて行うということの規定でございまして。このようにタイムラグが生じるということは、最高裁判所の国民審査に用います投票用

紙にですね、裁判官の氏名等まで活字しなければならないというふうなことで、その投票用紙などの校正に一定の時間を要するといった事情があるので、こういった期間にずれがあるというふうには言われております。

小野委員　　なんかね、何の法律か知らんけど、法律で投票日の1週間前というふうになっているように聞いたんやけどもね。投票用紙を用意するのが難しい、いろんな要素があるみたいなんですけどもね。難しいというよりもね、解散ということが出て、それで対象者というのがその時にセレクトできると思うんですね。だから、その対象になる裁判官の確定が難しいんで、なかなかその投票用紙っていうんですかね、それが間に合わないんで、1週間前にしてある、まあ4日間です、実際ね。衆議院の選挙の公示のときに、比例の場合でも、今回なんかたくさんいろんな党が出てきて、直前まで名前が変わってしまうような党もあったのでね、そら確かに慌てて刷らないかんような感じもしたけどもね。そしたら何も期日前投票でね、衆議院の公示のあくる日という、そういうのじゃなくて、同じく1週間前にすれば事足りることだし、片一方だけ1週間前にしてあるというのは、私は何かそれはおかしいなと思いますしね。いろんな弊害もあるように思うんです。私はもう敢えてこの期間に入ったから改めて来るかって言ったら来ませんよ。家内も来ないと思いますしね。国民審査にはもう投票しないということも、そういうこともあると思うんですがね。それとか、事務もものすごく煩雑になると思うんです。例えばね、入場券というんですか、送ってきてました、あこに2か所に判押してもらって、まだ使えますからね、こちらの国民審査。だから、それを今度持っていった時に、間違っただけで衆議院のほうの投票用紙を渡される可能性もなきにしもあらずだと思うんですね。そりゃきちっとしてはるから、そういうことも起こりえるんかなとかね、いろいろ考えてたら、これ、期間をずらすこと、4日間、たかだか今の、課長が推測で物を言ってもらってますけども、そうなんかもわからんし、そういう4日間のずれっていうのは、やはりいろんな弊害があると思うんです。だからどちらかにまとめるとかね、同じような人件費もいるんです、はっきり言

ってね。だから、投票率を上げるというようなことで、期日前投票ができて、だいぶなるんやけど、私は初めてそういうことがあるんやということを気がついたわけだね。これについては、やはり現場としてもね、そうなんやということだけで済まさんとね、やはり県の選管とかでも、いろいろ話持って行くべきじゃないかなと。ほんまに現場のものは、これは苦勞せないかん、その点については、現場のほうの苦勞とか、そういうのはないんですかね。

総務課長 委員が申されてますように、確かに今回の場合でしたら、12月の5日から衆議院の小選挙区と比例代表ができて、9日からは国民審査ということですね。9日までに来られた方が、国民審査できないのかということでおっしゃったということの事例もあります。入場券とか選挙チラシのほうで、啓発もかけておるんですけども、このような制度になっておりますということですね、ご理解を願っているところでございます。

小野委員 だからね、そういう具合に、ずっと最初からやと思うんです。期日前の、国民審査との期間やから。こんなんはね、やっぱりね、いろんな機会のときにね、国へも言うべきだと思う。そしてね、それらの声を上げていくべき、皆が黙っているからこれでいいという、やはり何のために期日前投票ができるようになったんやということと、それから国民審査、どういう時にせないかん、そういうこともして、やはりね、間違っただ票券を渡した、2回渡したという事例は聞いてません。何か報道もそういうこともあったというようには思いますねんけどもね、その点についてはどうなんですか。

総務課長 こういったタイムラグ的なものについてですね、分かりにくいということで、報道等もございましたので、今後そういった機会を利用して、委員がおっしゃいますように、県を通じて国のほうに申し添えていきたいというふうに考えております。

委員長 ちょっとすいません。結局、小野委員の言わはるのは、よくわかりま

すねん。これは町のほうで結局決めていけるんやなく、日本全国こういう形になっておるわけですな。そうですね、これはもう県、国に言うていただくということでどんなものでっしゃろ。 小野委員。

小野委員

これは法律で決まっているものですから、こちらのほうで、選管としてもどうもできないと思いますのでね。どうもできないからって言ってね、そういうものをしなきゃいけないというのはね、やはり地方分権、そこらで選挙のことを執行している地元の、地方の選管としても、やっぱり声を上げていかないかんやろし。選管については、いろいろ、投票日のあれが8時まで延びて、なんとか投票率をあげようとしている。一方、8時までやることで、そのあとの開票がね、負担がものすごいかかっている。それは各国政とかについては、そちらから経費が出てくるといふものの、やはり職員も2時間遅くなることによって、後ろへ2時間遅くなるということもあるし、体力的にもいろいろなこともあると、私は思いますしね。以前のようにもう6時、期日前という、こういういい方法ができたんだったら、そちらはもう投票所は6時までで終わるといふことも、こちらからも話を持っていくべきだと思うんですがね。そりゃ法律で縛られているんだったら、それに対して、どういう具合にしたらもうちょっと効率的なことができるんだと、それらデータをつくったりして、いろいろ研究していくのも、やはり現場の者の役目だと思います。今、それらについては委員長おっしゃるとおりですので、いろいろ機会を捕まえて話をしてもらいたいと思います。まあ住民が納得しているというのは、選管の事務局長としては、ちょっとそれは違いますよと。納得はしてないと思います。おかしい、けども、もういいわと、何回も来るんおかしい、といいうのでね、私はそういうことにこだわって、議員ということでもありますので、ちょっと話をさせてもらってますので、住民はもういいよと、そら確かに誰でも言いますよ。そんだけ国民審査ってあまり何も思っていないからね、はっきり言って、悪いけど。形式的なものだと思っておりますから。そんなんもうええがなという感じになってくるんだと思います。それは余談ですが、次に続けてお願いします。

以前からね、公設の看板、どない言うんですか、89か所ですか、あの位置ということでね、これはどこかと言うとちょっとあれやけど、これ以前、何年か前にも言ったと思いますがね。投票所になっているたつた保育所、あれはね、以前私も何か質問したことがあるんやけどね、だんだんだんだん奥に入っていく、浄慶寺のほうに入っていく。あれ、以前はもっと町道のほうへ、あれも町道やけれども、皆さんがよく通るところへ看板上げてくれということで言ったんですがね。町の掲示板もあって、そこへ上げられないと、そしたら反対側のところはね、今、たつた保育園という看板上がってます。そりゃ子どもは保育園楽しみです。以前はそこへ看板上げてくれと言ったら、前に防火水槽あるからだめだと、それで浄慶寺の曲がったところへ上げてます。あこも人通りあると思いますよ、ごく限られた人しか見ません。何かこう言うたら、だんだん奥に入っていくんですよ。だからね、先ほどの話と一緒に、工夫してくださいよ。その以前は、前の駐車場から南に建っていたこともあると思うんですけども、ちょっと記憶ないんですけども。あのあたりに町の公設の掲示板をあげるんだったら、もっと前へもってくる方法。今まで言うたら、そういう具合にして、立てるところがないんだと、そしたらね、隣の龍田神社にお願いしたらよろしいねん。龍田神社に看板上げるということは、公選法上違法でもなんでもないと思います。個人の土地にお願いしてあげているところもあると思います。もっとね、あのあたりで看板っていったら奥へ入っていかなあかん、ここにあるのかというようなことなんです。それも私もずっと黙っていたんですけどもね、やっぱり黙っているからええやんというものでもないしね、特にそういう候補者にとってみたら大事な公設の看板張っておるわけなんです、ああいうところのこと自体おかしいと思うんです。それについてはどうですか。

総務課長

委員がおっしゃってますように、ポスター掲示場の設置場所につきましては、公職選挙法の規定によりまして、公衆の見やすい場所に設置をするということになっております。以前から、たつた保育園のあの場所につきましては、なるべく前面のほうで見えやすいようにということで

設置をいたしておりましたが、曲がり角のコーナーのところであって、交通上見にくくなると、その看板を設置することによって、若干見通しが悪くなるというふうなご意見がありまして、少しずつ奥のほうに下げてきたような状況でございます。今後また用地交渉等、先ほどね、おっしゃるように近くのところで公衆の見やすいようなところを今後やっていきたいというふうには考えております。

小野委員

コーナーのところで車が見えないという、そんなコーナーちゃうで、それだけは言うておく。それでね、もう保育所のところに建てられないんだったらね、前も駐車場あって、フェンスでしてあるねんから、その駐車場の持ち主をお願いしたりね、それから、それこそ龍田神社の玉垣の前空いているんですよ。だから太鼓台の連中、いつもあこへ写真とかご祝儀いただいた時のあんなも貼っているんですよ。同じような足組めばいけるんですよ。十分あるしね。神社の高さもあるし、一番見やすいところにあれをもって行くべきだと思うんです。次回から必ずね、そういうところに持っていけるような交渉もしておいてもらいたい。龍田神社については氏子総代に許可もらわなあかんとか、いろいろちょっと手間かかるかわかんけどもね。早い目にやっておいてもらったらね、せやから保育所にしようということですか、今、あそこにあるというのがわかっている人はごくわずかですよ。だから曲がっていったところで、しかもね、素通りしている人ばかりですよ。横なんて見られへんですよ、はっきり言うて。そういうところがね、私はね、地元のたつた保育所の件だけ言うてますけどもね、そこじゃなくてね、毎回検討してね、設置するところね、私らも選挙に出ている時にもいろいろ注文つけているときあるんですよ。ちょっと高いやんか、高いからもうちょっと低くしてくれとかね、全体に貼りにくいとか、そない言うて、いろいろ選管へも個々に注文つけに行っている陣営もあると思うんですね。それらもいろいろできるところは改善していくというね、そういう姿勢をお願いしたい。先ほどのときに、これは決まったものですからというのではなくてね、やっぱりいろいろ検討してもらいたい、そのように思います。

では、最後です。これは、紅葉ヶ丘周辺の地域交流館、町長もちよっ

と言うてもらってましたから、それと、この議案39号の中でもちょっと意見言いましたけども、その周辺という考え方と、一般質問の中でも町長からも、一番最後に、その周辺の中でできるだけ纏めてもらいたいという、そういう意味もあるということも聞いてますので、これについてはね、あえて質問というか、そういうところを議論せんとこうと思いますので。ただね、委員の皆さんにね、ちょっと提案したいことがあるんです。この地域交流館についてね。先ほど副委員長もちょっとちらっと言ってたけども、地域交流館についても、いろんな住民の感覚とかね、答弁としては広報とかいろんなことでということ、皆さんに周知してもらっているということもあるけども、まあ町長言わはったんかな、議員の皆さんもそういうことはね、地元のほうへもいろいろ説明してくださいということで、なるほどと私は思っているんですがね。この際ね、地域交流館建設に関することについてということで、継続審査に加えていってもらいたいなど、そのように思うんですがね、この委員会でも継続審査として審議して、というのは、私も他の地域でどっかで上がっているのかなということで、一般質問させてもらったんだけども、三室の福祉会のほうとかいろんな方が陳情あがってきてね、こういうことがあの地域であるということを知ったし、これはその地域だけの建物、地域がそういう防災とかで使う建物という、やっぱり町の施設ですから、それを担当する総務常任委員会で継続審査でお願いしておいて、それをやっていきたいと思うんですが、それは委員長のほうから委員の皆さんに諮ってもらいたいと思うんですが。

委員長

そうですね、小野委員がおっしゃられる、非常に重大な、町民にとっても、町民の生活にとっても非常に重大な案件といたしますか、それも皆さん考えておられますし、ちょっとこれ、それぞれご意見があると思いますので、それぞれのご意見を聞いて、判断させていただくということで、どんなものでしょう。

ちょっと暫時休憩します。

( 午前10時35分 休憩 )

( 午前10時47分 再開 )

委員長 再会いたします。一応小野委員から継続審査の提案がございましたが、一応、新しいことが起こったら総務委員会のほうに、理事者のほうから報告していただくということでもよろしく願いいたします。

他にその中で質疑ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 ちょっとこれから予算編成にかかる時期でもありますんで、1点だけちょっとお願いしておきたいんですけども。公民館の備品のことなんです。私、たまたま東公民館の近くに住んでおりますんで、よく利用させてもらってますけれども、以前から気になっていたんですけども、マイクですね、だいぶ長いこと使っていると思うんです。この間もいろいろあれ使ってしゃべってはったけども、だいぶ割れて聞こえづらいんです。部分的に改良して直せるものなのか、それかもう古くなってしまったので買い換えないといけないのか、その辺も含めて検討していただきたいなと思いますのでお願いしておきます。

委員長 要望でよろしいか。

木澤委員 はい。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前10時49分 閉会 )